

ジェファソンとミズーリ妥協

——リパブリカン世界の変容——

明 石 紀 雄

はじめに

ミズーリ妥協は、その形成過程において複雑であった。第一に、それは単一の妥協もしくは互譲法からなっていたのではなく、議会での論争の始まった1819年から数えて3年越しの一連の妥協によって、ようやく成立した。第二に、ミズーリを独立州としてアメリカ合衆国に加えるべきか否かの問題は、実際にはそれまでの憲法上および政治的な課題のかなりのものが、集約されたものであった。そして第三に——人道主義・反奴隸制の立場からすればこの点がもっとも重要な意味をもっていた——将来アメリカにおける奴隸制の存続あるいは廃止という問題が、それにかかっていた。

ミズーリ問題は、いいかえれば、アメリカの政治的伝統に内在する緊張の限界を試すものであった。一般的に妥協によって問題の解決をはかるというアメリカ的方法が、当事者間の対立がはげしい場合にも有効でありうるかどうかが問われたのであった。また妥協は、問題を根本的に解決することにはならず、最終的決着の時期を延期するだけにすぎないという批判もある。たとえば1787年の憲法制定会議における奴隸制をめぐる、いわゆる「5分の3条項」である。「自由人以外のすべての者の数の5分の3」を各州の人口算定に加入するとしたこの条項は、奴隸を比較的多く有する地域とそうでない地域の対立を回避し連邦の成立を可能にした。しかし奴隸制の問題は未解決のままに残され、後の

世代にとって大きな負担となったのは周知の通りである。ミズーリ妥協は、新しくアメリカ合衆国に加わった地域(西部)において奴隸制を認めるか否かの問題に、一時的決着をつけたにすぎないという見方もある。その意味では、それは「憲法制定会議へのコーダ[結尾]」でもあったのである¹⁾。

ミズーリ妥協は、アメリカ建国初期の歴史において、さらに重要な意味をもつ。いわゆるジェファソン的伝統のなかで、それはどのような位置を占めるかという点である。自由と平等の理念の代弁者としてのジェファソンの名声は当時からすでにあり、今日においてもそのような脈絡のなかでジェファソンの歴史的役割をとらえるのが常である。しかし、ミズーリ妥協とジェファソンの関係はこれまであまり明確にされることとはなかった。一つにはミズーリ論争が生じたとき彼はすでに積極的な政治活動から身を引いていたことがあり、もう一つには彼の反奴隸制の見解と実践が低くしか評価されてこなかったことによる²⁾。実際に、ジェファソンの晩

1) Donald L. Robinson, *Slavery in the Structure of American Politics 1765-1820* (New York, 1971), 420-1.

2) ジェファソンの奴隸制にたいする態度を批判的にみているものとして、Robert McColley, *Slavery and Jeffersonian Virginia* (Urbana, 1964); William Cohen, "Thomas Jefferson and the Problem of Slavery," *Journal of American History*, 56 (1969), 503-26などがある。Winthrop D. Jordan, *White Over Black: American Attitudes Towards the Negro, 1550-1812* (Williamsburg, 1968) は心理的側面を強調し、David B. Davis, *The*

年の最大の関心はヴァージニア大学の設立にあり、奴隸所有者ジェファソンが他の奴隸所有者と同じく奴隸の売買にかかわったこと、および彼が解放した隸奴の数がきわめて少なかったこと(7ないし9人)も知られている³⁾。

しかしジェファソンにはミズーリ論争についての、数は少ないが重要な発言がいくつもある。彼の親しい信頼のおける友人に書き送った書簡のなかに、それは見出される。それは具体的積極的行動にかわっての、ジェファソンのいわば「シンボリック・アクション〔象徴的行為〕」であった⁴⁾。後に詳しく見るよう、彼はミズーリ問題を「単なる党利党略」と言い現わしたこと、またミズーリにおいて奴隸制に制限を加えることを主張した人びとを「神聖同盟」とも「トーリー派」とも呼んだことがある。問題は彼のこのような解釈が正しかったかどうかを吟味することではなく、このような発言がなされたという事実を評価しその意味をさぐることである。なぜならばミズーリ論争に関する彼の発言は、奴隸制についての彼の見解と立場を明らかにしているだけでなく、彼の属するセクション(南部)のアメリカにおける位置ひいては

Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770-1823 (Ithaca, 1975) は政治社会的環境を強調しているが、反ジェファソン的ではない。John C. Miller, *The Wolf By the Ears: Thomas Jefferson and Slavery* (New York, 1977) はこのテーマに関連することがらをあらゆる側面からみている。William W. Freehling, “The Founding Fathers and Slavery,” *American Historical Review*, 77(1972), 81-91 は親ジェファソン的である。John P. Diggins, “Slavery, Race, and Equality: Jefferson and the Pathos of the Enlightenment,” *American Quarterly*, 28 (1976), 206-228 は啓蒙主義の脈絡のなかでジェファソンと奴隸の関係の問題を考察している。ほかに島川雅史『ジェファソンと「黒人」奴隸制』(「史苑」第36巻第1号、1975年) および拙稿『ジェファソンの黒人観』(「同志社アメリカ研究」第7号、1970年) 参照。

3) 前掲島川論文33ページ。

4) “Symbolic action”に関する示唆は、Robert E. Shalhope, “Thomas Jefferson’s Republicanism and Antebellum Southern Thought, *Journal of Southern History*, 42(1976), 529-56 によるところが大きい。

建国以来のアメリカ社会の発展についての、彼の判断を示すと考えられるからである。彼がこのような象徴的行為いでなくてはならなかった理由を考えた場合、アメリカの変化にたいする彼の危機感——独立自営農民中心の地方分権的・農本的社会が、産業的・商業的・中央集権的社会の台頭によって脅かされているとする見方——が根底にあったと想像される。かくてミズーリ妥協は奴隸制をめぐる論争の一つの暫定的解決というだけでなく、また連邦と州の関係あるいは市民の特権および免責についての論議の結果生まれたものというだけでなく、建国初期のリパブリカニズム(共和政)の理想における緊張を示したところに、その歴史的意義はあるのである。理想(ヴィジョン)と手段をめぐる対立こそ政治の本質であるとするならば、ミズーリ論争はきわめて政治的であり、その結果生まれた妥協は、すぐれて政治的な産物であったといえるであろう⁵⁾。

I ミズーリ妥協——その成立まで

1 第15議会第2会期——第一の論争

(1819年2月—3月)

ミズーリ論争は1819年2月13日に連邦議会下院において、ミズーリ準州の連邦加入が初めて審議されたことにその端を発する。より正確には同日、ミズーリの州への昇格を認める法律にニューヨーク州選出のジェームズ・タルマッジが、昇格後のミズーリへの奴隸の移入を認めず、同地域内の奴隸の漸進的解放を要求する附帯条項を提案したときをもって始まった⁶⁾。

5) リパブリカニズムの定義については、拙稿“Social Change and Elitism in the American Revolution: A Redefinition of Jeffersonian Democracy”(『津田塾大学紀要』第11号、1979年〔予定〕) 参照。

6) 当時ミズーリの人口は約66,000、そのうち約6分の1が黒人であったと推定されている。

ミズーリ妥協については Glover Moore, *The Missouri Controversy 1819-1821* (Lexington, Ky., 1953) が詳しい。George Dangerfield, *The Era of Good Feelings* (New York, 1952) および *The Awakening of American Nationalism 1815-1825* (New York, 1969) は同時代のミズーリ問題以外の政治経済史のテーマを扱い、包括的である。

タルマッジの修正案は2節からなり、第1節は「奴隸および本人の意志に反する労役は犯罪にたいする刑罰として当事者が適法に宣告を受けた場合を除くほか、[ミズーリ州において]将来採択されてはならない」とし、第2節は「連邦加入後ミズーリ州において生まれた奴隸の子供はすべて自由である。ただ年齢25才に達するまで使役に供することができる」としたものだった⁷⁾。

下院はただちに全体委員会を構成し、修正案の審議を始めた。最初の発言者はタルマッジと同じくニューヨーク州選出のジョン・W・テラーであった。彼はミシシッピー河以西つまりルイジアナ購入によってえた地域における奴隸制の問題に関して、ミズーリに奴隸制が認められるならば、その地域全体に奴隸制が伝播するおそれがあると指摘し、アメリカにはミシシッピー河を越えた地に、「自由政府を樹てる重荷」があるとした。さらに、州への昇格を認めるときに連邦議会はいかなる条件——この場合は奴隸制の禁止——も要求できるとしたが、合衆国憲法第4編3節1項の「連邦議会は新しい州をこの連邦に加入させることができる」というのが彼の理論的根拠であった⁸⁾。続いてマサチューセッツ州選出のティモシー・フラーが立ち、「合衆国はこの連邦内の各州に共和政体を保障する」(同第4編4節)とうたっている憲法の条項からすれば、ミズーリにおける奴隸制を禁止する必要がある、なぜならそれは共和政体から逸脱したものであるから、と論じた⁹⁾。

これにたいしてヴァージニア州選出のフィリップ・バーバーは、4つの点でタルマッジ修正案は問題があるとした。第一に、合衆国は直轄領たる準州における奴隸制を規制できるが、独立の州においてはできない。奴隸制は州内制度であり各州が決定すべきものである。第二に、憲法にうたわれている市民にたいする「特権と

免除」の保障(同第4編2節1項)と奴隸制を制限するいかなる規定も相容れない、なぜなら奴隸所有者の市民としての特権が制限されることになるからである。(逆に奴隸を禁止している地域の市民にたいし、奴隸制を容認せよということも合衆国はいえるようになると、バーバーは加えている。)第三に、奴隸制をミシシッピー河以西の地域において禁止することは南部人の西部への移住を禁ずることであり、これは正義に反する。そして第四に、奴隸は少数にすぎないから反乱を起こす危険はない¹⁰⁾。バーバーは憲法的にそして政治的に奴隸制制限条項は妥当ではないとしているのであるが、制限条項を支持するティラーやフラーとの見解の相違は明らかである¹¹⁾。

2月15日、全体委員会は79対67の投票をもって、ミズーリの州昇格を認める法案にタルマッジ修正案を付すことを決め、翌16日本会議が開かれ、第1節は87対76、第2節は82対78の投票でもって成立する。また法案自体は97対56の投票の結果下院を通過し、ただちに上院に送られた。興味あるのは、ミズーリ法案への投票のうち、賛成の97票は8票を除き北部(自由州)選出の議員により投ぜられ、反対の56票は6票を除きすべて南部(奴隸州)選出の議員によって投ぜられていることである¹²⁾。これはミズーリ論争がきわめてセクショナルな性格をもっていたこと、そして人口比で見るかぎり北部の方が優勢であったことを示す。しかし、各州の議員数が同じ上院においては、別の結果が現われたので

10) *Ibid.*, 1184-91.

11) ほかに人口算定の際自由人以外の者の数の5分の3を加えるいわゆる「5分の3」条項(第1編1節3項)、西部への——黒人人口拡散のための——奴隸制の拡大、奴隸制制限の政治的動機なども指摘された。これらの点は次議会において、さらに展開されることになる。しかし独立13州における奴隸制の廃止は触れられなかった。つまりアボリショニズム(奴隸制即時廃止)の議論はなされなかったのである。

ミズーリ準州の代表は議会に出席し討論に参加することは許されたが、投票はできなかった。ミズーリの意見は、むろん奴隸制容認のそれであった。

12) *Annals*, 15 Cong., 2 Sess., 1214-5: Moore, *op. cit.*, 53.

7) *Annals of Congress*, 15 Cong., 2 Sess., 1170.
(議会での演説、提案・決議文、投票結果はすべてこの議事録によった。以後 *Annals* と記す。)

8) *Ibid.*, 1170-9.

9) *Ibid.*, 1179-84.

あった。

2月27日、上院は第1節を16対22、第2節を7対31の投票でいずれも否決したが、南部選出の上院議員のなかでタルマッジ修正案の削除に反対したものは一人としていなかったことに注目すべきであろう¹³⁾。これは一つにはミズーリ論争のセクショナルな性格を示すと同時に、もう一つには州昇格時に連邦議会は条件を附しうるか否かという問題が未解決であったことを示す。第2節への反対が多かったのは、反奴隸制の立場にあった議員のなかでも、連邦議会が新しく昇格する州にたいしてそれを禁止することができるとする憲法解釈にたいしては留保するものもいた、としか説明できない¹⁴⁾。

3月2日、上院はタルマッジ修正案を付さないままミズーリ法案を可決し、下院に送る¹⁵⁾。下院は再び修正案を上院に送るが、上院はそれに同意しないことを再度表明する。下院のほうも、上院と歩調を合わせないことを重ねて決議し、問題は暗礁にのりあげた感があった。ミズーリの住民にとって不幸なことに、会期はこの日を含めて、2日しか残っていなかった。翌3月3日議会は閉会するが、ミズーリ法案は審議未了のまま残されたのであった¹⁶⁾。

しかし第15議会は奴隸制の問題にかかわる分野で、何ら成果がなかったというわけではなかった。いずれも南部に有利な結果をもたらしたのであるが、(1)アラバマの州への昇格が認められ(2)新たにアーカンソー準州が設置されたのはこの会期中であり、ミズーリ法案と併行して審

13) *Ibid.*, 273. 投票分析は Moore, *ibid.*, 55 による。

14) 北西部条令(1787)はオハイオ河以北の地域における奴隸制を禁止した。そのためこの地域に新しく作られたオハイオ、インディアナ、イリノイの3州では奴隸制は禁止された。しかし奴隸制は州内制度であるという観点から州憲法改正によりそれを認めようとする動きが、とくにイリノイで強かった。その意味で州昇格時に連邦議会が付す条件は無視しうるという考え方がある、比較的早くからあったようである。現在では、昇格の条件は無視しうるとされている。

(田中英夫『アメリカ法の歴史』上巻 東京大学出版会 1968年、165ページ参照)

15) *Annals*, 15 Cong. 2 Sess., 279.

16) *Ibid.*, 1433-8.

議された時期もあったのである。アラバマは人口の約3分の1が黒人奴隸であり(約40,000)おそらくこれだけの数の自由黒人の増加をおそれてのことであろう、アラバマにおいて奴隸制を禁止する附帯動議はなされず、議会による連邦加入の承認は紛糾なしにえられた。(2月16日)¹⁷⁾ アーカンソーについては、テーラーによって奴隸制限する動議が出されたが、67対89で否決された。上院では、14対19で奴隸制を制限する動議は否決され、アーカンソーにおいては奴隸制の将来は自然の成り行きにまかせられたのであった¹⁸⁾。

2 第16議会第1会期——第二の論争と第一の妥協(1819年12月—1820年3月)

新しい議会が始まったとき、自由州と奴隸州の数はともに11であり、数のうえではバランスが保たれていた。またメインがマサチューセッツ州から分離し、独立州として連邦への加入を求める申請を出していた。マサチューセッツ州はメインの分離独立の条件として、1820年3月4日を期限としていたが、このことはミズーリ論争に新たな波紋を投げかけることとなった。なお先の議会で重要な修正案を提出したタルマッジは前年の下院議員選挙に出ておらず、したがって新しい議会での彼と同様の役割は、同僚のテーラーによって引き継がれることになった。

1820年1月3日、下院は早々にメインを州に昇格させることを認めた法案を可決し、上院に送付した¹⁹⁾。上院ではミズーリを奴隸州として連邦に加入させることを望んでいた南部議員等によりメインの加入が取引きの条件とされ、いわゆるメイン=ミズーリ併合案が提出された。これは2月16日に、23対21という接近した投票のすえ可決された²⁰⁾。同日イリノイ州選出のジェシー・B・トーマスにより、ルイジアナ購入によりえられた地域でミズーリを除いた北緯36

17) *Ibid.*, 1203; Robinson, *op. cit.*, 413-4.

18) *Ibid.*, 274, 1273-4; Robinson, *ibid.*

19) *Annals*, 16 Cong., 1 Sess., 849.

20) *Ibid.*, 424.

度30分の線より北の地域においては、以後奴隸制を禁止とした修正案が提出され、上院はこれを34対10で可決した²¹⁾。

他方下院は独自のミズーリ法案を審議していたが²²⁾、上院より送られてきたメイン＝ミズーリ併合案を72対93で否決し(2月23日)、5日後上院からの要請があったにもかかわらず、再びそれを否決した²³⁾。こうして連邦議会は一年前と同じく、完全な暗礁に乗りあげたのであった。

ミズーリ妥協(第1の妥協)の歴史は、いかにしてこのデッドロックを解消するかの物語である。2月29日、上院から3名、下院から5名の計8名からなる合同委員会を開くことが決定する²⁴⁾。合同委員会が開かれる一方、下院はテーラー修正案を付して独自のミズーリ法案を9票差で通過させた。(3月1日、91対82)²⁵⁾他方、合同委員会は、次の3点からなる報告——いわゆる妥協案——を作成する。つまり、(1)上院は、メイン法案への修正案を撤回する(ミズーリ法案を分離する)(2)下院は、ミズーリ法案へのテーラー修正案を削除する(ミズーリにおける奴隸制に制限を加えない)(3)北緯36度30分より北の地域では奴隸制を禁止する[トーマス修正案]、の3点である²⁶⁾。下院は3月2日に、90対87の投票の結果テーラー修正案の削除を決め、ついでトーマス修正案を134対42で採択した。翌3月3日²⁷⁾、上院はメイン法案への修正案を撤回することに同意した²⁸⁾。これでミズーリ論争は一応終わり、ミズーリを州に昇格させる法律は3月6日に成立したのであった。

21) *Ibid.*, 526-7.

22) 下院のミズーリ法案には、テーラーによる付帯動議がともなっていた。これは1月26日に提出されたものであり、内容はタルマッジ修正案よりきびしいものであった——ミズーリにおいて奴隸制および任意によらない労役を以後禁止し、州昇格後生まれる奴隸の子供は直ちに自由人たる資格をうるとした。

23) *Annals*, 16 Cong., 1 Sess., 1455-7.

24) *Ibid.*, 459, 1558.

25) *Ibid.*, 1572-3.

26) *Ibid.*, 1576.

27) *Ibid.*, 1586-7.

28) Moore, *op. cit.*, 103, fn. 79 による。

議会での論争は、満員の傍聴席をまえにしておこなわれた。また各議員は自らの政治理念と既得権益を判断し、とくに選挙区の住民の奴隸制の問題にたいする関心と意志を考えて発言した。したがって演説はときには長く、また繰り返しの多いものであった。憲法上の問題が論じられる一方、奴隸制の道徳的側面も論ぜられた。5人の奴隸を3人の自由人に等しいと算定することの不合理がいわれた反面、奴隸制の拡大に批判的な立場の人たちは実際には政治における勢力の均衡により大きな関心があるのではないか、という反論もなされた。しかしミズーリおよびルイジアナ領土への奴隸制の拡大の問題は論じられたが、独立13州における奴隸制の存在について触れられることは少なかった。また奴隸制の存続・禁止についてのそれぞれの動機が、純粋なものかあるいは政治的戦術のものかということは論じられたが、連邦から脱退することが望ましいとかあるいは連邦は是非守られるべきであるという議論も、ほとんどなかった。

この時期にはミズーリにおける奴隸制の将来にたいする関心はあった。そしてその問題点が、さまざまな角度から検討された。その結果、第一の妥協が1820年3月に成立したのであるが、いくつかの点はあいまいにされたままであった。その一つは、新しい州の昇格条件である。連邦議会が昇格の際に付した条件を、州はどの程度守らなければならないのか。具体的に、ミズーリの住民は奴隸制についてどのような規定をもうけるよう指示されたのであろうか、さらに、奴隸州の勢力の増大を阻止することは、妥協の後でも可能であろうかという問題が残されていた。(その逆は、何らの制限なしにミズーリが奴隸州となることが認められないであろうかという議論である)。かくて西部における奴隸制の存続または制限という建国以来の最大の問題は、新しい会期の召集とともに新たな局面を迎えることになるのである。

3 第16議会第2会期——第三の論争と第二の妥協(1820年11月—1821年3月)

メインは1820年3月15日に連邦に加入した。しかし、ミズーリの加入は当初予想されていた時期より延び、ようやく1821年8月10日に実現したが、そこにいたるまでには、再燃した議会での論争と再度の妥協が必要であった。

ミズーリでは1820年6月に州憲法制定会議が開かれ、7月に憲法草案が作成された。しかしそのなかに(第3条第26節)、黒人または黑白の混血の者で自由人であるものはミズーリに入ることができないとした規定があり、これが合衆国議会において論議をまきおこした。つまりこのような規定は、各州の市民は他州においても州の市民と同じ特権と免除を享有する権利を有するとする合衆国憲法(第4編2節1項)に反するという主張がなされ、このような違憲の条項が削除されない限りミズーリの州昇格は認められないとする見解が、主に北部選出の議員によって展開されたのである。

ミズーリの州憲法草案が上院に伝えられたのは11月14日であった。その後特別委員会が指名され、11月20日にはミズーリの連邦加入を認めた決議案を同委員会は上程した。上院での本格的審議は12月6日に、テネシー州選出のジョン・H・イートンによる、「合衆国憲法の条文に反する規定がミズーリ州憲法に含まれている場合、かかる規定に合衆国議会が同意したと解されるものではない」とした修正案の提出をもって始まった²⁹⁾。上院は12月12日には審議を終え、同日イートン修正案を付して特別委員会の決議案を採択したのであった³⁰⁾。

ミズーリ州憲法草案に批判的な能態は、下院においてより強かった。11月16日、下院本会議はウィリアム・ラウンズ(サウスカロライナ州選出)を長とする特別委員会を指名し、同委員会は11月23日に「ミズーリはアメリカ合衆国の一員であり、旧州と対等の関係で加入を認められる」とした旨の決議案を上程した。しかし下院本会議はこれを、79対93で否決したのであった。(12月13日)³¹⁾ 1月24日、ウィリアム・ユースティス(マサチューセッツ州選出)はミズーリ州憲法草案の第3条第26節を削除することを条件に、ミズーリの連邦加入を認める動議を提出したが、これは大差で否決され、また1月29日にはヘンリー・クレイ(ケンタッキー州選出)が上院のミズーリ加入決議(イートン修正案とともに)の採択を提案し、サミュエル・フット(コネティカット州選出)がイートン修正案のかわりに、ミズーリ州は上記条項を2年以内に削除する旨の付帯決議を提案した。しかし、フット修正案も否決された³²⁾。

このようなデッドロックを乗り越えるための努力は、クレイによって主になされた。彼は13人からなる特別委員会を認めさせることに成功し、同委員会は2月10日に上院のミズーリ加入決議に次のような付帯動議をつけ、下院本会議に報告したのであった。すなわち(1)「ミズーリは現在連邦の一州の市民であるか、将来においてそうなるであろう何人にたいして、ミズーリに移住もしくは定住することを妨げる法律を作つてはならない」(2)「この条件を1821年11月の第4月旺日以前に受諾し、その旨を宣言する」(3)「受諾が宣言された場合、連邦議会による手続きを必要とせず大統領宣言によって、加入が認められる」という内容のものであった。これは前半において自由州の主張とりいれ、後半において奴隸州の願望をとりいれたものであった。ここにはミズーリは州昇格時に連邦議会が付した条件を無視できるという暗黙の了解があり、その行為にたいしてペナルティーすなわち連邦加入の否認を受けることはないという理解があった。しかしこの妥協案は、80対83で否決される³³⁾。他方上院においても歩み寄りの努力がなされていた。2月16日、ペンシルヴァニア州選出のジョナサン・ロバーツがミズーリの加

29) *Annals*, 16 Cong., 1 Sess., 10, 26, 43-4.

30) *Ibid.*, 119.

31) *Ibid.*, 440, 453-5, 670.

32) *Ibid.*, 942-4, 986.

33) *Ibid.*, 1078-80.

入を認め、その憲法が修正されることを期待する旨をうたった決議案を提出するが、これは19対24で否決された³⁴⁾。

しかし2月22日になって、下院から23人、上院から7人の代表が出て合同の討議をおこない、先の13人の特別委員会の修正案に近い決議案を作成した。すなわち黒人または黑白混血の者で自由人であるものはミズーリに入ってはならないとした条項は、合衆国憲法第4編2節1項に違反するような意味に解釈されることはないという「基本的条件」が定められ、ミズーリはこの条件への同意を「厳肅な公の行為」によって宣することを要請されたのであった。下院は2月26日にこれを採択し(87対81)、上院は同28日に通過させたのであった(28対14)³⁵⁾。ミズーリの連邦加入をめぐる論争は、この第二の妥協の成立をもって終わったのである。

II ミズーリ論争の問題点

1 憲法解釈をめぐって

ミズーリ論争における憲法上の争点は、広い意味で連邦と州の関係にかかわるものであり、究極的には憲法を限定的に解釈するかあるいは拡大して解釈するかの問題がからんでいた。前者はとくに各州の権限を認めるという点で州権論と呼ばれ、連邦の権限を大きく認めてかまわないとする後者の立場と対立していた。憲法の限定解釈は一般にジェファソン的伝統ひいては奴隸制擁護の南部の立場と同一視されているが、ルイジアナ購入(1803年)あるいは合衆国銀行の再設立(1816年)の際に顕著になったように、その立場は必らずしも一貫したものではなかった。

しかし論争の争点は具体的に、奴隸制の存続もしくは廃止にかかわる条項の解釈にあった。すなわち連邦議会に州の加入を決める権限があるとする第4編3節1項、市民の特権および免除を享有する権利を保障している第4編2節1項、共和政体の設置に触れている第4編4節な

どであるが、これらについてはすでに触れた。そのほかに、準州および直轄領にたいする連邦議会の立法権を定めている第4編3節2項の解釈についても意見が対立し、オハイオ河以北の奴隸制を禁止した1787年の北西部条令の効力にまで論争は及んだのである³⁶⁾。さらに連邦議会は「一般の福祉の目的」を達成する義務があるとうたった第1編8節1項、各州間の通商を規制する権限が連邦議会にあることを認めていた同3項、逃亡奴隸の引き渡しを定めた第4編2節3項、各州の留保権限を認めていた修正第10条なども、直接・間接に触れられたのであった。最後に奴隸制を暗黙のうちに是認している第1編2節3項も、一方からは人道上および公平の点から問題があるとされ、他方からはミズーリがその奴隸制を制限されないまま連邦へ加入するための根拠として——対等であるべき旧13州においては5分の3条項が適用された——提起された。

後の論争において争われるいわゆる住民権の問題あるいは奴隸の身分は一時的に自由州に移住することによって変わるかといった問題は、1819—21年の時点ではまだ注目の度合は少なかった。(それらが争点となるのは新しい状況の到来とともに、ミズーリ妥協が奴隸制の問題の根本的な解決にならなかつたということにもよるのであるが。) しかし前述したその他の憲法上の論点は——建国当初以来論じられてきたものであれ新たに惹起されたものであれ——論争の全期間を通じ、繰り返し展開されたのであった。

2 政治上の利害関係

ミズーリ論争はほかの何にもまして、政治的対立にもとづいたものであった。いいかえれば憲法解釈をめぐる見解の相違は、当事者の政治的立場——いいかえれば現状認識、アメリカの

36) 第10代大領ジョン・タイラーは当時まだヴァージニア州選出の下院議員であったが、この論争において、定住者のいない地域の奴隸制を禁止することを憲法は認めていないとした。 *Annals*, 16 Cong., 1 Sess., 1481.

34) *Ibid.*, 351-5, 362-4, 1116-7.

35) *Ibid.*, 1228, 1238-40.

将来についてのヴィジョン、利害関係——の違いを反映するものであった。

この違いを共和派（リパブリカン）と連邦派（フェデラリスト）の違いとだけみるのは正しくない。理由の一つは、この「好感情の時代」に全国的な政治勢力として連邦派はほとんど姿を消したことである。むろん地域によって——たとえばマサチューセッツおよびコネティカット——連邦派の勢力は強く、また連邦議会において有力な議員がいないわけではなかった——たとえばルーファス・キング（上院、ニューヨーク州選出）、ヘンリー・ボールドウィン（下院、ペンシルヴァニア州選出）など。しかし1820年11月の大統領選挙で、共和派のジェームズ・モンローが228票（ミズーリの票を加えれば231票）、同じく共和派のジョン・クィンシー・アダムズが1票、そして連邦派の対立候補者が1票もえられなかつたことは、連邦派の衰退を如実に示している。したがってこの時期におけるアメリカ国内の政治的対立は共和派内部のそれであった、とみるのがより妥当であろう³⁷⁾。

第二の理由は第一のそれと関連がある。すなわち北部と南部の対立が、ミズーリ論争を契機にして、顕著になったことに注目すべきである。アメリカ国内の政治的対立は、いまや北部の共和派と南部の共和派の対立という図式におきかえられなければならない。両者の違いはミズーリにおける奴隸制の制限をめぐる論争においてだけ現われたのではない。それは合衆国銀行の再設立、保護関税、内陸開発（道路や運河の建設）などについての論争においてすでにみられたのであり、連邦司法部の性格（とくにジョン・マーシャルのもとでの最高裁判所のそれ）について両者は著しく意見を異にしていた。

ミズーリ論争はこのように、潜在的であった北部・南部の対立を顕在化したものといえる。あるいは「南部」の形成をうながした、ともいえよう。このような評価自体議論の余地があるが、

37) この時期の連邦派の歴史は、Shaw Livermore, Jr., *The Twilight of Federalism: The Disintegration of Federalist Party 1815-1830* (Princeton, 1962) が詳しい。

論争を通じて議会における投票にセクショナルなパターンができていたことは明らかである。そこで、いくつかの重要な投票においての地域的分布をみてみたい。

(1) タルマッジ修正案

下院がこの修正案の第1節（奴隸の移入の制限）を87対76、第2節（漸次的解放）を82対78で採択したこと、および上院ではそれぞれ16対22、7対31で否決されたことはすでに述べた³⁸⁾。注目すべきことはまず第一にどの数字をとっても、一般に共和派と連邦派の勢力の差とされている下院における6対1、上院における7対1の比率よりも、奴隸制の制限に賛成の票（つまり反奴隸制そして反南部票）がきわだって多いことである。したがってミズーリ論争をいちがいに南部の共和派と北部の連邦派の抗争といえない理由も、ここにあるのである³⁹⁾。

第二に、下院では第1節に賛成した南部議員はたった1人、第2節については同じく2人であったことに注目すべきである。それにたいし北部議員で第1節に反対したのが10人、第2節を支持しなかったのが14人いた。第1節より第2節にたいする反対が多かったのは、奴隸制の拡大を制限することには同意できても、解放まで踏み切れないものが、少なくとも4人はいたことを意味した。上院で第1節の削除が審議されたとき、5人の北部議員が南部議員と歩調を合わせ、それより多い数のものが第2節に関して親南部の立場をとったのであった。

38) 注12)参照。

39) 問題は共和派が、制限賛成派と反対派に分かれたことであった。このことについて何らかの説明がなされなければならなかったのであるが、もっとも簡単な方法は外からの力が作用して共和派の勢力が分断されたことである。このような分断をはかるのは、連邦派を除いて存在しなかった。ここに奴隸制の拡大を制限しようとする連邦派の動きに、人道主義的動機以上のものをみようとする共和派の意識が働いていたことは理解にむずかしくない。さらに、連邦派は単に共和派を南北に分断するだけでなく、近いグループ——北部の共和派——と組んで新しい政党を作ろうとしているのではないかという疑問が出された。この点は次の議会で、熱烈な北部共和派の上院議員ジョン・ホームズ（マサチューセッツ州選出）によって展開される。（*Annals, 16 Cong., 1 Sess., 1092*）

第三に、上院でのジェシー・B・トーマスあるいはニニアン・エドワーズのように自ら南部の出身であるとともに、選挙区の住民の意向を無視できない立場にあった議員がいたこともみなくてはならない。とくにミズーリ論争を通じて、いわゆる旧北西部（オハイオ、インデアナ、イリノイの各州）選出の上・下院議員が多くの場合一貫して親南部的立場をとったことは、この問題を複雑なものにした一つの大きな原因だった⁴⁰⁾。

(2) トーマス修正案およびテーラー修正案（第一の妥協）

第二の論争は下院がミズーリでの奴隸制を禁止したテーラー修正案を採択したこと、それにたいし上院がメインとミズーリの加入をあわせた併合案を主張したことから起つた。上院ではトーマスがミズーリを除く北緯36度30以北の地域における奴隸制を禁止する修正案が出され、これが採択された。修正案を付しての併合案への投票は、24対20という接近したものであった。併合案はミズーリに関してだけいえば南部にたいして有利になるはずであったが、ナサニエル・メーコン（ノースカロライナ州選出）とウィリアム・スミス（サウスカロライナ州選出）は、奴隸制についてのいかなる制限にも反対するという理由で、他の18人の北部議員と一致して行動したのであった⁴¹⁾。

第一の妥協を可能にしたのは、3月2日の下院における合同委員会提案への投票である。す

40) この3州からは合計8人の下院議員と6人の上院議員が選ばれていた。下院の8人は第1節については6対2賛成多数、第2節については4対4の投票を示した。上院の6人は第1節については削除賛成2反対4、第2節については削除賛成4反対2であった。なお上院議員のうちイリノイ州選出の2人はともにメリーランド（奴隸制）出身であり、インディアナ州選出のウォラー・テーラーはヴァージニア出身であった。

41) I章2節では上院の投票を23対21としておいた。しかしこれは2月16日の投票結果であり、2月17日に再投票がおこなわれた結果最終的に24対20となつた。メーコン、スミス、テーラー（注40）参照）は16日には賛成投票したが、17日には反対にまわつた。ほかに反対から賛成にまわつた議員が4人おり、数字が合う。Annals, 16, Cong., 1 Sess., 424, 428.

なわちテーラー修正案を削除することについて、下院は90対87の投票をもって可決したのであるが、これは前日に同修正案を付した独自のミズーリ法案を91対82で可決したことと明らかに矛盾する。3月2日の投票には4人の北部議員と2人の南部議員が欠席した。出席した南部議員全員（76人）が削除に賛成し、これに14の北部議員が加わった。つづいてトーマス修正案への投票が行なわれ、134対42という圧倒的多数で採択された。北部票は95対5、南部票は39対37であった⁴²⁾。このように第一の妥協は、下院においてテーラー修正案の削除とトーマス修正案の採択を分離して行なった結果可能になったのであるが、もし併合で行なわれていたならば、妥協の成立はむずかしかつたであろう。テーラー修正案の削除に賛成の北部議員の数は14人であったが、トーマス修正案への反対は5人しかいなかつた。いいかえれば反奴隸制の感情は妥協の精神以上に強かつたと考えられる。

(3) クレイ提案（第二の妥協）

ミズーリ州憲法草案をめぐる第三のミズーリ論争は、それに比較的好意的な上院と同じく批判的な下院との意見の違いが表面化したものであったが、これはミズーリ論争全体を通じてのパターンであった。上院では数のうえで自由州と奴隸州がほぼ対等であったこと（厳密には第16議会第2会期にはメインが加入し自由州の数がうわまつた）、および下院では北部選出の議員数が確実に南部選出の議員数よりうわまっていたことを考えれば、これは理解にむずかしいことではない。上院で自由州が一つ多くなつていたことは、バランスを保つために奴隸州としてミズーリが加入することを当然視する風潮を生んでいたとみるのが妥当であろう。

下院から23人、上院から7人の代表からなる合同委員会が作られたのは1821年2月22日であった。その報告（妥協案）は2月26日下院において、そして2月28日上院において採択されたが、

42) Annals, 16 Cong., 1 Sess., 1586-7, 1587-8. 分析は Dangerfield, *Era of Good Feelings*, 228 および Moore, *ibid.*, 111 によつた。

北部選出の下院議員は18対80でそれに反対票を多く投じ、69対1という南部票によってようやく通過したのであった。上院での投票内容は、北部議員が11対12、南部議員が17対2というものであった。妥協案を支持した北部議員11人のうちには、トマス・エドワーズ、テーラーのほかに、今期はメイン州選出の上院議員となつたホームズも含まれていた⁴³⁾。

ミズーリ問題はセクショナルな性格をもっていたことは、以上の分析から明らかであろう。この問題の解決について、北部・南部のいずれがより妥協的であったかは単純に投票結果だけからはいえない。一つには投票にいたるまでのまだ数字にはあらわれないそれぞれの議員および地域のおもわくがあったことは想像される。二つには北部・南部とも、いくつかのイッシャーについては妥協的ではなかったことがあげられる。つまり前者はミシシッピー河より以西の地域への奴隸制の拡大について、そして後者は連邦政府が彼らのいう「州内」制度の問題に介入することについて、ともに一貫して反対の立場をとったのであった。第三に、一方には「5分の3」条項は南部に不当な政治的影響力を与えているという不満があり、他方には南北の共和派を分離し新しい政党の編成——連邦派と北部の共和派の組み合わさったもの——がくわだてられているのではないかという不信があった。かくてミズーリにおける奴隸制の問題は、必ずしも人道主義の観点からのみみられていたのではなかつたのである。

3 論争の人道主義的側面

ミズーリ論争において明らかになったことは、奴隸制についての南部の見解が、それを必要悪とするいわば自己弁護的なものから、それを積極的善とする立場へと変わったことである。これは奴隸制は人道主義に反するとした北部の批判にこたえてのものであったが、先にみた政治的利害関係を考慮したうえでの判断でもあった。

43) Moore, *ibid.*, 156, 158.

いずれにしても議会での論争においての南部議員の発言は、以後の——とくに1830年より後の——奴隸制擁護論の先駆となるものであった。

人道主義の立場から奴隸制を批判する場合の理論的根拠として、1776年の独立宣言が援用されることは予想されたことであった。事実、第1回目の論争においてマサチューセッツ州選出のティモシー・フラーは、(1)合衆国憲法にいう共和政体とは独立宣言の理念にもとづいたものであり、(2)奴隸制は共和政体の理念と相容れないものであり、(3)合衆国憲法が奴隸制を容認したのは緊急の必要からであり（独立13州が奴隸制の禁止を免除されているのはそのためである）新たに加入する州はこの免除を認められない、と論じたのであった。「[人間として黒人奴隸も]共和政体のもとで、生まれながらにして自由であり、自由と幸福追求の権利を享有する。」⁴⁴⁾しかし奴隸制についての人道主義的議論および独立宣言との関連性については、第2回目の論争においてより活潑に展開された。（第16議会第1会期）そのために第2会期において、論争はしばしば前会期でのその繰り返しが多く、新しくつけ加えられるものは少なかつた。

1821年2月11日のルーファス・キングの演説は、以上の観点から注目に値する。キングのこの演説は上院の議事録には記録されていないが、ほかの資料からその内容を知ることができる⁴⁵⁾。彼がそのなかで強調したかったことは、ミズーリにおいて奴隸制を制限することは「自然の法」にかなっていること、否それ以上に、「神の法であり……すべての人間の支配に優越する自然の法」に照らして奴隸制は無効である、という点である。キングは明確には彼の演説が独立宣言に依拠していた、とはいっていない。しかし、それを意識していたことは十分に考えられる。「自然の法は神の法である」とは、すなわち

44) *Annals*, 15 Cong., 2 Sess., 1512. 以下の考察は、Philip F. Detweiler, “Congressional Debate on Slavery and the Declaration of Independence, 1819-1821,” *American Historical Review*, 63 (1958), 598-616 によることが大きい。

45) Detweiler, *Ibid.*,

ち人間の作る法律(実定法)より高次であるという意味である。したがってキングが——たとえその名を公言しなかったとしても——独立宣言にもとづいて奴隸制の拡大に反対したことは、奴隸制を容認した合衆国憲法より高いところに独立宣言をおいたと解釈されるのは当然であったし、南部の反論はそのためによりはげしいものとなつたのである。

キングの演説は実際にはそれ自体、南部議員による奴隸制擁護のための議論への反論であった。1月20日にナサニエル・メイコンは独立宣言は合衆国憲法の一部ではないこと（したがって実効力はない）および奴隸制は黒人にとって望ましいものであることを述べた演説を行なつたが、これは6日後のウイリアム・スミスの演説——彼はそのなかで、聖書において奴隸制は認められているとした——とともに、合衆国議会において初めて奴隸制が積極的善として宣せられたものとして重要な意味をもつ⁴⁶⁾。キングが奴隸制の拡大に反対するのに、聖書と同様に高い次元の権威にうつたえたこと、すなわち独立宣言にうつたえたのは理解できることである。それ以前に、独立宣言は奴隸を解放したかどうかについての論議がなされていたが——ホームズは下院において1月27日に「独立宣言は普遍的解放宣言という考え方があるが、これは奇妙かつ絶対に認められないものである」といっている⁴⁷⁾——キングの演説は、それへの一つの答えであるという性格をも有していた。すなわち独立宣言にもとづいて、奴隸は自由になるべきであると、彼は主張したのであった。

独立宣言と奴隸制との関係を論ずるとき、その起草者トーマス・ジェファソンの考え方とくに

46) メイコンは「自由黒人のための場所はアメリカにはない」といっているが、「自由黒人が堕落しないでいられる」ような場所という意味では、北部自由州——とくに都会——も例外ではないとした。(Annals, 16 Cong., 1 Sess., 225, 227-8) またスミスは聖書とくに旧約の「レビ記」25章44節以下——「あなたがもつ奴隸は男女ともにあなたの周囲の異邦人のうちから買わなければならない(以下略)」——を引用した。
(Ibid., 269-70, 274.)

47) Ibid., 968-9.

彼の『ヴァージニアに関する覚え書』に触れずにはいられなかった。この彼の唯一の著作において、ジェファソンは奴隸制は主人を堕落させると書いた⁴⁸⁾。ミズーリへの奴隸制の拡大に反対する立場のかなりのものが、同様の考えにたっていた。たとえばデイヴィド・モリル(ニューハンプラー州選出)は、奴隸制は伝染病のようなものであるからそれを無限に拡大させることはきわめて「破壊的」である、と上院において演説した。(1820年1月13日)⁴⁹⁾逆に奴隸制擁護に立てば、『覚え書』の記述は否定されなければならない。そこでスミスはその1月26日の画期的な演説のなかで、『覚え書』はジェファソンの「若い熱烈な精神の思弁的哲学の表現」にすぎず、それは彼が「成熟したのち訂正された」と論じたのであるが、これが必ずしもジェファソンのディレンマを正しく理解したものではないのはいうまでもない⁵⁰⁾。

ジェファソンはミズーリ論争には直接かかわることはなかった。ミズーリに、彼は直接の利害関係をもたなかつた。後でみるように彼は政治にかかわることは望まず、平穏に日々を過すことを望んでいた。しかし『ヴァージニアに関する覚え書』が話題にされ、独立宣言が一つの大きな論点になったとき、それが可能ならばおそらく彼は自分の見解を弁明したいと願つたことであろう。奴隸制問題についてのあいまいな点を、明確にしたいと願っていたかも知れない。ミズーリ論争および妥協についての彼の発言を検討することは、以上の点からも必要とされるのである。

III ジェファソンとミズーリ妥協

連邦議会においてミズーリの加入問題が論じられていたとき、ジェファソンはどのような態度を示したであろうか。ミシシッピー河以西にアメリカが発展する礎を築くのにまさに貢献し

48) 前掲拙稿参照。

49) Annals, 16 Cong., 1 Sess., 148.

50) Ibid., 268-9.

たのは彼であったし、また奴隸制の道徳的側面は彼が起草するに力あった独立宣言に照らして論じられることがしばしばあったのは、上にみた通りである。ミズーリ論争における主な発言者の一人であったジョン・ホームズに宛てた彼の次の書簡は、この問題にたいする彼の考え方を示すものとして貴重である。

「[1820年4月22日付] この問題は、深夜の半鐘のように私の目を覚まさせ、恐怖で充たしました。私はこれがわが連邦の弔いの鐘 (the knell of the Union) であると、直ちに感じました。それは現在は静まっています。しかしこれは暫の延期にすぎず、最終の宣告ではありません。一つのはっきりした道徳的および政治的原則に付合して地理上の境界線が生ずる場合、もしそれが人間の怒りの感情と重なるならば、それは決して消えるものではありません、新しい摩擦は、それをますます深くするだけあります。」⁵¹⁾

ジェファソンに、ミズーリ問題は連邦にとって一つの大きな危機であるという意識があったことは明らかである。問題の本質が政治的であったこと、いいかえればアメリカが南北に分裂する可能性があることを、ジェファソンは感じっていたのであった。そして南北の対立の原因の一つに奴隸制があり、第二に連邦と州の権限についての解釈の相違があったことを、彼は同じ書簡で次のようにいっている。

「いかなる実現可能な方法によってでもこの重くのしかかる受難〔奴隸制〕から解放されるために私以上に犠牲をはらう用意がある人はおそらくないであろうことを、私は確信をもっていきうことができます。この財産〔奴隸〕——誤まってそう呼ばれています——を手放すことは、もしそうすることによって全

部の奴隸の解放および国外移住が達成されるならば、熟慮のいらないことであり、私には何ら躊躇する理由はないのであります。漸次にまた当然払わなければならない犠牲を払ったのち、それは可能であると私は考えます。しかし現在のところ、われわれは狼の耳をつかんでいる状態にあります。それをつかんでいることも、安全に手放すこともできないでいるのであります。一方に正義が、そしてもう一方に自己保存があるのであります。一つのことについて私は確信をもっておりまます。奴隸が異なる州間を移動しても何人も新たに奴隸にならないのと同様、奴隸を広い地域に拡散することは個々の奴隸をより幸福にするだけでなく奴隸を維持する負担をより多くの人に分散することになるので、彼らの解放をより容易にするであります。〔各州の住民の身分を規定することは〕州の権限に属しております。それは合衆国憲法によって明記されております。連邦議会はコネティカット州の非自由人にたいして自由人たるべきであるとか他州に移住してはならないといふことが、できるであります。」

ジェファソンは最後に、建国時になされた妥協こそ望ましいものであることをいい、彼の書簡を結んでいます。

「1776年の世代が祖国の自治と繁栄のためになした犠牲が、次の世代の無分別な価値のない激情によって葬られるであろうと信じながらこの世を去らなければならないのは残念であります。ただその結果を見ないですむということが、唯一の慰みではありますが。分裂した連邦よりも連合によるほうがより実現可能な原則に照らし、彼らが手放さなければならない恩恵の数々を冷静に考えるならば、このような自殺行為もしくは人類の期待への背信がなされないように思案すべきであります。」

51) To John Holmes, April 22, 1820, Merrill D. Peterson, ed., *The Portable Thomas Jefferson* (New York, 1975), 567-9. ホームズについては注39) 参照。

以上みたように、ホームズへのこの書簡はⅡ章で検討したミズーリ論争の憲法的・政治的・道徳的諸側面すべてに、はからずも触れている。これはミズーリ問題が複雑な性格を有していたことを如実に物語るとともに、アメリカン・リパブリカニズムの代弁者としてのジェファソンの思想および態度の一貫性——そして変化——を、示すものといえる。

1 連邦派対共和派の抗争としてのミズーリ論争

ジェファソンにとって、ミズーリ論争の憲法的側面と政治的側面を分けて考えることは不可能であった。つまり憲法の各条項の解釈において政治的判断が介入すると彼は考えていたことは明らかであり、憲法解釈は政治的影響をもたらさないではおかないとみていたのである。とくに彼の場合、連邦と州の関係の問題は抽象的な解釈の問題としてよりも、連邦司法部（最高裁判所）の性格への危惧いかえればそれが連邦派の影響を強く受けているのではないかという観点からみていたことが、特徴的であった。それゆえに奴隸制をミズーリにおいて制限すべきかどうかという本来は道徳的な問題も、連邦派が意図的に起こした政治的問題であり、かりに憲法判断が求められた場合連邦派の影響力の強い最高裁判所は南部に不利な決定を下すのではないかという危機感が、他の南部の共和派と同様——むしろ彼ら以上に——ジェファソンにはあった。

たとえばサウスカロライナ州選出の下院議員チャールズ・ピンクニー——彼は1820年1月—2月の論争の際、奴隸制は神の意志に反していないと主張した——にたいし、「ミズーリ問題はまったくの党利党略であります。（中略）連邦派はあたかもわれわれが奴隸制擁護者であるかのようにいい、また奴隸制の悲惨さについて多く語っていますがこれは間違います。（中略）連邦派のなかには連邦の分断を考えているものがあります。分断の線は、彼らの考えているところとはちがったところで引かれるであります

よう」と書いているし⁵²⁾、後にフランスのラファイエットによりはげしい口調の書簡を書き送ったのであった。

「連邦主義の衰退にともない連邦派の指導者たちは表面的には奴隸制の拡大を阻止するという名目で、実際には政党〔共和派〕を地理的に分断するために、ミズーリ問題をもちだしたのであります。（中略）北部の人間はこの罠に盲目同然に陥ったのですが、後には奴隸の真の利益を増すよりは、実際には妨害していると悟るようになったのであります。（中略）分裂の境界線は、憲法にうたわれている州権の擁護かあるいはすべてを一つの集権的政府に統合させるための憲法の曲解か、というところにあります。トーリー派は行政部および中央政府を強化することに賛成であり、ホイッグ派は君主政を直ちに生むことになる集権化にたいする防壁として、立法部および各州が保持する諸権限を確実なものにしたいと考えているのであります。」⁵³⁾

政治的勢力としての連邦派の存在と切り離しても、連邦司法部にたいするジェファソンの警戒心はきわどっていた。この問題を考えるとき、厳密には最高裁判所が連邦政府の権限拡大を認めた判決を出した事実と、最高裁判所のみが憲法を解釈できるとしている三権分立の原則にたいするジェファソンの見解を、分けて考えるのが妥当であろう。

連邦権限拡大は、ジョン・マーシャルを首席裁判官とするいわゆるマーシャル法廷が一連の判決において認めてきたものであったが、ミズーリ問題が論じられていたころ出された二つの判決——マッカラック対メリーランド事件判決（1819年）およびコーヘンズ対ヴァージニア事件判決（1821年）——を、ジェファソンはとくにと

52) To Charles Pinckney, September 30, 1820, A. Lipscomb and A. E. Bergh, eds., *The Writings of Thomas Jefferson* (Washington, 1903), 15, 279-81.

53) To Lafayette, November 4, 1823, *ibid.*, 492-3.

りあげた。前者は連邦の立法権は憲法で明文に認められたもののはか黙示的に認めたものがあるとして、合衆国銀行設立法を合憲とした。後者は州の最高裁判所で敗訴した被告人も連邦の最高裁判所に上訴できるとしたものであり、州は完全な主権者であるという理論を否定した⁵⁴⁾。いずれもかなりの論議を呼びおこし、とくに前者にたいしてはヴァージニア州控訴裁判所のスペンサー・ロウンが新聞紙上で、そして（カラーラインの）ジョン・テーラーが書物で反対論を展開し、ジェファソンがこれらを支持したのは注目される。

「『ハンプデン・エッセイ』〔ロウンによるマッカロック対メリーランド事件判決にたいする反対論で、リッチモンド・エンクライアター紙に掲載された〕は、1800年の革命の眞の原則を含むものであります。1776年の革命が政府の形態における革命であったとすれば、1800年のそれは政府の原則における革命でありました。前者のように剣によってではなく、平和的な手段つまり選挙によってなされたものであります。」⁵⁵⁾

また彼は次のようにもいっている。

「〔連邦政府の〕立法部 および 行政部は誤るときがあります。しかし選挙や相互依存[?]によって正しい方向に導かれるであります。しかし司法部は重力がそうするように、絶え間なくわれわれを統合化しようとしております。(中略) もし連邦議会がこのような明白にして切迫した危険から各州を守らないならば、各州は自ら防衛にあたらねばなりません。これはすでにテーラー氏の著作によつてなかば達成されているのであります。本書はわが政体を本来の原則に戻すことに貢献する、天よりわれわれに送られたもっともすば

54) 田中前掲書232—6, 238—41ページ。

55) To Judge Spencer Roane, September 6, 1819, Peterson, ed., *The Portable Thomas Jefferson*, 561-4,

らしいものであります。」⁵⁶⁾

次に、司法部が立法部および行政部から独立していることについて、ジェファソンはそうすることで他の二つの部門にたいする抑制となるからむろん賛成であった。しかし大統領や議員とちがって裁判官は直接、選挙によって選ばれない。選挙はあくまでも彼にとって、国民にたいして責任のある最高の政治の代行者を見出すための方法であった。したがって選挙の試練を受けない裁判官たちが一方では無限の権限を与えられ、他方では国民の意向から離れていくことを、彼はおそれていたのであった。そこで彼は「監視の目を一時たりとも閉じてはならない」⁵⁷⁾という一般的な警告のほかに、裁判官にたいして弾劾の方法が残されていたことを想起し、必要な証拠をえるために裁判官が判決にさいして「順ぐりに意見を述べる」(*in seriatim*)制度をうちたてることを提言するのであった⁵⁸⁾。しかしこれも純粹に制度を改革するという意図から出たものではなく、連邦派の裁判官をチェックするという政治的判断から出たものであった。

ミズーリの連邦加入が正式に認められてからまだ7日後、ジェファソンは一知人に宛てて次のように書いた。「私はミズーリが遂に連邦の一員になったことをあなたとともに喜びます。ミズーリ問題がすべて解決したのか、あるいは単に沈静しているだけなのか私には分かりません。しかしそれがハートフォード会議の精神を復活させたことは分かります。」⁵⁹⁾彼にとっては、

56) To Archibald Thweat, January 19, 1821, Lipscomb and Bergh, eds., *The Writings of Thomas Jefferson*, 15, 306-7.

テーラーの書物は *Construction Construed and Constitution Vindicated* と題され、1820年に出版された。

57) To Judge Spencer Roane, March 9, 1821, *ibid.*, 326.

58) たとえば To Judge William Johnson, June 12, 1823, *ibid.*, 451. この問題については、田中前掲書196—7ページが詳しい。

59) To General Henry Dearborn, August 17, 1821, *ibid.*, 329-30.

ハートフォード会議の精神つまり連邦主義の復活をいかに阻止するかということが、最大の関心事であったかにみえる。連邦政府の権限拡大——とくに立法部のそれ——の問題も、それを認めてきた最高裁判所の問題もすべてこのような観点から彼はみていたのであった。ミズーリ問題が道徳の問題ではなく力の問題であったということも、彼のこののような関心と視点からすれば可能だったのである。

2 「もし彼らがミズーリ問題に関して真剣ならば」

奴隸制の人道主義的側面についてジェファソンが深く悩んでいたことに、疑問の余地はない。ミズーリ論争の40年前に、彼はすでに奴隸制の道徳的影響について『ヴァージニアに関する覚え書』のなかで、詳しく論じていた。彼はまた黒人の生物学的・文化的特徴を考察し、彼らの幸福のための方法すなわち(当時まだ未開の)西部もしくは外国への移住による解決法を、考えたのであった⁶⁰⁾。しかし、多くの研究者が指摘しているように、彼が黒人奴隸の解放のために積極的に行動したという記録はない。かりに黒人人口の拡散が奴隸制問題の解決策であったとしても、ジェファソンが具体的な提案をおこないその実現に努力したということも、一般には知られていない。二、三の例外を除いて奴隸制問題について、彼は沈黙を守ったというのが事実である。

エドワード・コウルズの名は、ジェファソンと奴隸制の関係およびミズーリ論争におけるイリノイ州の役割をみると無視してならないものである。1814年のあるとき彼はジェファソンに書簡を送り、彼の反奴隸制の思想を述べ、具体的にヴァージニアの土地・財産を売却しイリノイに——以前の奴隸を自由人としてともなって——移住する計画を伝えた。そうすることが自分の良心に従うことであるとし、彼はジェファソンの同意を求めたのであった。しかし、ジ

ェファソンの答は否定的であった。彼はこのような奴隸解放のための計画に自分の名が付されることを拒んだ。コウルズにたいして明らかにした彼自身の計画というのは、(1)期限を定めそれ以後に生まれる奴隸の子供の解放および、(2)特定の年令に達した奴隸の教育と移住、であった。これは30年前、『ヴァージニアに関する覚え書』においてすでに述べられていたものと変わりはない。また白人と黒人の共存の可能性について懐疑的であること、以前と同じであった。ジェファソンの反対にもかかわらず、コウルズはイリノイに移住し、1824年には州知事となり、同州内の南部勢力が州憲法を改正し——1787年の北西部条令に反して——奴隸制を認めさせようとする企てを阻止することに成功し、イリノイを有力な自由州の一つとするのに大きな貢献をしたのであった⁶¹⁾。

アメリカの黒人をアフリカに移住させる計画は、ジェファソン自身早くから抱いていた。しかし1817年にアメリカ植民地協会が結成され活動が始まったのちも、ジェファソンはそれを積極的に支持することはなかった。アフリカという遠隔の地にしかも民間の組織でおこなうことの非現実さを感じてのことであったであろう⁶²⁾。彼の関心はその後西インド諸島——とくにサントドミニゴ——に向けられ、より大規模な計画——子供は誕生直後12.5ドルで国が買はある年令に達するまで母親が育てる、毎年60,000人を400トンの船50隻で輸送する、必要な費用は公有地を売ることによってねん出するなど——を考えるようになった。このようなやり方にたいして、その「憲法上の問題」や「人道上の問題」がせんさくされるかも知れないが、それは「小事にかかわって大事を忘れる」ようなものであるという反論を、彼は準備していた。最後に、負担は奴隸州だけが負うのではなく——「もし彼らがミズーリ問題に関して真剣ならば」自由

61) Miller, *op. cit.*, 205-8. ジェファソンのコウルズへの返信(1814年8月26日付)は、Peterson, *The Portable Thomas Jefferson*, 544-7に収録されている。

62) Miller, *ibid.*, 264-6.

60) 『ヴァージニア覚え書』(中屋健一訳 岩波書店 昭和47年) 248—9ページ。

州もよろこんで参加すべきであるとした。しかしジェファソンは、このような案を個人的な書簡のなかで記しただけであり、積極的につまり公的に推進することはしなかった⁶³⁾。

むすび

ミズーリは1821年8月10日、大統領モンローの宣言により正式に連邦加入が認められた。第16議会第2会期(1821年2月)での妥協によって加入は事実上成立していたが、ここにすべての手続きは終了したのであった。

ミズーリ妥協は、厳密な意味で奴隸州に有利な結果をもたらした。上院における勢力の均衡が達成し、ミシシッピー河以西の地域で奴隸制を全面的に禁止することは免れたからである。また原則にかかる根本的な対立を妥協によって解決するという pragmatique な方法が、再び用いられた例でもあった。この方法は30年後にも用いられ、南北の対立をふせぐことに成功した。(1850年の大妥協) しかし妥協が問題解決の一時的延期にすぎないものであるならば、それ自体緊張を内包する。すなわち状況の変化が急激な場合か当事者の意識が大きく変わるとき、対立は再び表面化することが予想される。つまり破綻の可能性が、妥協には常にともなうのである。ミズーリ妥協そして1850年の大妥協もその例外ではなかった。カンサス＝ネブラスカ法(1854年)あるいはドレード・スコット判決(1857年)に続き、北部と南部が武力によって——つまりジェファソンのいう「最後の手段」(the last resource)⁶⁴⁾によって——問題の解決をはかろうとして4年間の戦争が引き起こされたことは、歴史の示す通りである。

ミズーリ妥協が親南部的であったかどうかという観点からだけでは、その歴史的意義をとらえることはできない。見方をかえて、それは対立を減少させるどころか対立をより根深いもの

にしたという発想が必要であろう。とくに奴隸制の存続・廃止をめぐる対立は、一方にアボリショニズム(奴隸制即時廃止論)を、そして他方に奴隸制擁護論を生んだことに注目すべきであろう。その場合後者が単に奴隸制という一つの制度にたいする態度だけではなく、南部社会のあり方および南部の生活様式についての弁明と擁護であったことを無視してはならない。ここにサザン・イントランシジョンス(南部の非妥協派、強硬派)が生まれる基礎がおかれたのであった。

アボリッシュニズムが妥協を認めなかったのは明らかである。そのよって立っていた「罪の現実感」は妥協の当事者たちにはなかったものであった⁶⁵⁾。アボリッシュニストの強固な目的意識と行動における熱意は、そこから出たのであった。他方、南部の強硬派はアメリカ全体が産業化・商業化・機械化の道を歩んでいたとき、アグレリアニズム(農本主義)を理想化しその夢に執着するのだった。したがってアメリカ政治における真の少数派はハートフォード会議(1814年12月—1815年1月)以後の連邦派ではなくて、彼らだったのである。彼らにとって、奴隸制の問題について妥協することは——それは(確かに重要な意味をもつものではあったが)抗争点の一つにすぎなかった——彼らの基盤全体を放棄する、一つのステップに思われたのであった。ミズーリ妥協においてもいくつかの強硬派が、奴隸制にいかなる制限が加わることにも反対して、妥協案それ自体を拒否したことは上にみた通りである。

最後に、ジェファソンの立場はこのアボリショニズム対サザン・イントランシジョンスの対立のなかでどうとらえるべきであろうか。彼を人種主義者あるいはプランター階級の代弁者と呼ぶことは容易であるが、彼の人格あるいはいわゆるジェファソン的伝統のすべてを伝えてはいない。いいかえれば18世紀末のコスマポリタンがいかにしてアメリカの一地域の代弁者にな

63) To Jared Sparks, February 4, 1824, Lipscomb and Bergh, eds., *The Writings of Thomas Jefferson*, 16, 8-13.

64) To William B. Giles, December 26, 1825, *ibid.*, 146-53.

65) この用語は Diggins, *op. cit.*, 213 から引用したものである。

ったのか、という視点がそこにはない。かつてのリパブリカニズムの主唱者が、なぜ一部の人間を劣悪な条件においておくことに妥協したのか。「人間精神の無限の自由」主義者が、なぜ偏狭な不寛容なイデオロギーとなったのであろうか⁶⁶⁾。この最後の点は彼がヴァージニアに南部のための大学を設立しようとしていた晩年の努力にも、実はうかがえるのである。ミズーリ論争はある意味で、この要請を強化する働きがあった。ミズーリ問題と教育をあわせた彼の発言は、次に引用する書簡にみられる。

- ・ 「現在ハーヴァードにおいて反ミズーリ主義を学んでいる南部の学生はどれほどおります

でしょうか。私には正確なところは分かりません。しかしプリンストンでは、もっとも優秀な学生のうち半分以上がヴァージニア出身だということです。これらの学生が、わが国の神聖同盟すなわち奴隸制拡大反対論者の考えに影響されて南部に戻ることは疑いありません。」⁶⁷⁾

かくて教育の問題までも、政治と無関係に語ることはできなくなっていた。これをジェファソン個人の思想的変化だけに帰することは正しくない。変化はまた、ジェファソンをとりまく環境つまり彼の思想が存在するそのコンテクストにも生じていたのである。

66) この言葉は Miller, *op. cit.*, 260 に引用されている。以下の考察は Shalhope, *op. cit.* によるところが大きい。

67) To Joseph C. Cabell, January 31, 1821, Lipscomb and Bergh, eds., *The Writings of Thomas Jefferson*, 15, 310-3.

「ホーソンとブルック・ファーム」正誤表

91頁右欄 1～12行目

| 誤 | 正 |
|--|--|
| <p>ロッパ史の中で、危険な両刃の刃で<u>あ当ること</u>明らかになっていた。さらにまた、漸進的な改良主義も、急激な産業化が作り出したさまざまの新しい問題に対処する力を根本的に欠いていたわけで、こういった状況に置かれた人々が、暴力革命を伴わない、急激な社会改革を目指すコミュニティーの思想に魅きつけられた<u>もの</u>が然だと言える²⁾。</p> | <p>ロッパ史の中で、危険な両刃の刃であることが明らかになっていた。さらにまた、漸進的な改良主義も、急激な産業化が作り出したさまざまの新しい問題に対処する力を根本的に欠いていたわけで、こういった状況に置かれた人々が、暴力革命を伴わない、急激な社会改革を目指すコミュニティーの思想に魅きつけられたのも当然だと言える²⁾。</p> |
| <p>コミュニティーの思想は、たしかにアメリカという新天地に開花した。けれども、その種子は旧大陸からもたらされたものであり、その源は遠く古代社会にまでさかのぼることが出来る</p> | <p>コミュニティーの思想は、たしかにアメリカという新天地に開花した。けれども、その種子は旧大陸からもたらされたものであり、その源は遠く古代社会にまでさかのぼることが出来る。</p> |